

さいたま市契約公報 第 5 号 令和 7 年 3 月 31 日発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
--	--

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）

- 令和 7 年度さいたま市都市計画基本図修正等業務…………… 1
- さいたま市立大宮東中学校体育館空調設備賃貸借…………… 5

競争入札参加資格審査に関する告示（4 件）

- 令和 7・8 年度競争入札の参加資格に関する審査結果…………… 9
- 令和 7・8 年度建設工事の請負に係る
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法…………… 10
- 令和 7・8 年度建物管理等、警備及び清掃の業務に係る
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法…………… 17
- 令和 7・8 年度競争入札参加資格追加審査に関する公示…………… 20

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第 30 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 7 年 3 月 31 日

さいたま市長 清水 勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和 7 年度さいたま市都市計画基本図修正等業務
- (2) 履行場所
さいたま市全域
- (3) 業務概要
入札説明書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 令和 7 年度さいたま市の特定調達契約に係る設計・調査・測量の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「測量」内の業務分類「地図の調製」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所

定の様式により、令和7年4月8日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）又は、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年度以降に、国（独立行政法人を含む。）または地方公共団体において、次の実績を有し、その技術者を本業務の技術管理者及び照査技術者に配置できる者であること。なお、業務委託契約による実績は、令和6年度末までに完了している業務実績に限る。

ア 3D都市モデルに関連する業務（構築・活用・仕様検討等）

イ 都市計画基本図作成・更新業務

(5) 「ISO／IEC 27001」（ISMS）または「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）の認証を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

担当 都市施設係 電話 048（829）1404

(2) 交付期間

公告の日から令和7年4月18日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（宛先が記入されており、110円分の切手が貼ってあるもの）

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする

(2) 交付日時

令和7年4月25日（金）までに発送するものとする

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年5月12日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月15日（木）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月15日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、同条第3項の規定により調査を行う場合がある。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市総務課
電話 048 (829) 1393 FAX 048 (829) 1979

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課
電話 048 (829) 1404 FAX 048 (829) 1979

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市都市局都市計画部都市計画課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

Cartographical services, including editing of topographical maps for Saitama City's FY2025 city planning

(2) Date and time of tender:

May 15, 2025, 9:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

City Planning Division, Department of City Planning, City Planning Bureau,
Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1404 Fax: 048-829-1979

さいたま市公告（調達）第31号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和7年3月31日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立大宮東中学校体育館空調設備賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市大宮区堀の内町1-99

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目「空調冷暖房機器」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に営業種目「レンタル・リースその他」で登載され、かつ、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格審査（物品等）の申請を業務区分「賃貸」、営業品目「空調冷暖房機器」で行っている者、又は、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧に同業務で登載されている者については、特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受けたものとみなす。資格を有しない者は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和7年4月14日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (6) 平成27年4月1日以降、5年以上の学校体育館または屋内運動場の空調機賃貸借契約を締結した実績を有する者。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048（829）1642
イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/005/p120145.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和7年4月21日（月）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和7年5月1日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

(3) その他

質問に対する回答を郵送で希望する者は、質疑応答書の提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（点検費用など当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月14日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所10階会議室

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

その際は、入札辞退届を提出すること。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

1 2 Summary

- (1) Lease contract for tender:

Air conditioner(s) for the gymnasium of Saitama Municipal Omiya-Higashi Junior High School

- (2) Date and time of tender:

May 14, 2025 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Division of School Facility Planning and Development, Department of Management, Board of Education Secretariat, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1642 Fax: 048-829-1989

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第485号

さいたま市水道局告示第43号

令和7・8年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する審査結果について、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

さいたま市長 清水勇人

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

競争入札参加有資格者数

	市内	県内	県外	合計
建設工事	574	646	1019	2239
設計・調査・測量	161	205	810	1176
土木施設維持管理	279	214	120	613
物品等	1000	797	3298	5095
合計	2014	1862	5247	9123

※主たる営業所の所在地による

さいたま市告示第486号

さいたま市水道局告示第44号

令和7・8年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

さいたま市長 清水勇人

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

1 等級区分する業種

等級区分は、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業について行うものとし、他の業種については行わない。

2 等級区分する方法

等級区分は、3に定める資格審査数値及び4に定める技術者数を基に5に定める等級区分基準に従って、業種ごとに行うものとする。

3 資格審査数値

資格審査数値は、次に掲げる点数を合計した数値とする。

(1) 経営事項審査の総合評定値

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体等（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「組合」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

- (ア) 工事の種類別年間平均完成工事高
- (イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (ウ) 自己資本の額
- (エ) 利益額
- (オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

(2) 発注者別評価点

発注者別評価点は、次に定める項目の付与点数を合計した点数とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。また、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
災害時復旧協力協定締結	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さいたま市長と「大規模災害における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること ○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること <p>なお、締結している協定等は令和6年8月1日現在有効なもののみとする。</p>	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
災害協定等に基づく活動実績	<p>令和4年8月1日から令和6年7月31日までの間で、次の活動実績を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、災害時における応急復旧等の活動をした者。 ○ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請に基づき、災害時における応急復旧等の活動をした者。 	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
品質管理	公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
優秀建設工事業者表彰	令和5年度・令和6年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
入札参加停止	令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点	1月につき-5点	全者・申請全業種
工事成績	<p>① 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点(共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。)</p>	工事成績	加減点
		平均点	
		82点以上	30点
		79点以上	20点
		82点未満	
		76点以上	10点
		79点未満	
		65点以上	0点
		76点未満	
		65点未満	-20点
	<p>② ①の算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合</p>	1案件につき-5点	

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種																																																															
CPDS／CPD（継続学習）の取組み状況	<p>CPDS／CPD（継続学習）に取組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対して、令和元年8月1日から令和6年7月31日の期間で取得したものに対して加点する。</p> <p>① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③ 「公益社団法人土木学会」が実施する土木学会CPD制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p>	<table border="1"> <tr> <td>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</td><td>取得単位数</td><td>配点</td></tr> <tr> <td></td><td>1～19</td><td>1点</td></tr> <tr> <td></td><td>20～39</td><td>2点</td></tr> <tr> <td></td><td>40～59</td><td>4点</td></tr> <tr> <td></td><td>60～79</td><td>6点</td></tr> <tr> <td></td><td>80～99</td><td>8点</td></tr> <tr> <td></td><td>100～</td><td>10点</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>②建築CPD運営会議</td><td>取得単位数</td><td>配点</td></tr> <tr> <td></td><td>1～11</td><td>1点</td></tr> <tr> <td></td><td>12～23</td><td>2点</td></tr> <tr> <td></td><td>24～35</td><td>4点</td></tr> <tr> <td></td><td>36～47</td><td>6点</td></tr> <tr> <td></td><td>48～59</td><td>8点</td></tr> <tr> <td></td><td>60～</td><td>10点</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会</td><td>取得単位数</td><td>配点</td></tr> <tr> <td></td><td>1～49</td><td>1点</td></tr> <tr> <td></td><td>50～99</td><td>2点</td></tr> <tr> <td></td><td>100～149</td><td>4点</td></tr> <tr> <td></td><td>150～199</td><td>6点</td></tr> <tr> <td></td><td>200～249</td><td>8点</td></tr> <tr> <td></td><td>250～</td><td>10点</td></tr> </table> <p>※申請業種ごとの上限は10点とする</p>	①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	取得単位数	配点		1～19	1点		20～39	2点		40～59	4点		60～79	6点		80～99	8点		100～	10点	②建築CPD運営会議	取得単位数	配点		1～11	1点		12～23	2点		24～35	4点		36～47	6点		48～59	8点		60～	10点	③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会	取得単位数	配点		1～49	1点		50～99	2点		100～149	4点		150～199	6点		200～249	8点		250～	10点	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p> <p>①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業</p> <p>③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>④対象業種 造園工事業</p>
①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	取得単位数	配点																																																																
	1～19	1点																																																																
	20～39	2点																																																																
	40～59	4点																																																																
	60～79	6点																																																																
	80～99	8点																																																																
	100～	10点																																																																
②建築CPD運営会議	取得単位数	配点																																																																
	1～11	1点																																																																
	12～23	2点																																																																
	24～35	4点																																																																
	36～47	6点																																																																
	48～59	8点																																																																
	60～	10点																																																																
③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会	取得単位数	配点																																																																
	1～49	1点																																																																
	50～99	2点																																																																
	100～149	4点																																																																
	150～199	6点																																																																
	200～249	8点																																																																
	250～	10点																																																																
環境への配慮等	JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によるエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種																																																															

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者又は若手技術者の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者 	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている者 ○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者 	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員 100 人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第 8 条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第 12 条の規定による認定を受けている者 ○ 従業員 101 人以上の企業等の場合、同法第 9 条又は第 12 条の規定による認定を受けている者 	10 点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第 6 条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者	10 点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者	10 点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市 S D G s 認証企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者又はさいたま健幸ネットワークに加入している者 	10 点	該当者・申請全業種

4 技術者数

技術者数は、1級相当技術者の数であり、さいたま市競争入札参加資格に関する公示に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。なお、官公需適格組合については、3(1)ア(オ)に定める技術職員のうち1級相当技術者の合計値とする。

5 等級区分基準

(1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が 1 0 0 0 点以上、かつ、1 級相当技術者数が 10 人以上
A	資格審査数値が 8 0 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 5 人以上
B	資格審査数値が 7 0 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 2 人以上
C	S、A 及び B の基準に該当しない場合

(2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が 1 0 0 0 点以上、かつ、1 級相当技術者数が 10 人以上
A	資格審査数値が 8 0 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 3 人以上
B	資格審査数値が 7 0 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 1 人以上
C	S、A 及び B の基準に該当しない場合

(3) とび・土工工事業、電気工事業及び舗装工事業

等級	基準
A	資格審査数値が 8 2 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 3 人以上
B	資格審査数値が 7 1 0 点以上
C	資格審査数値が 7 1 0 点未満

(4) 管工事業

等級	基準
A	資格審査数値が 8 2 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 3 人以上
B	資格審査数値が 7 1 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 1 人以上
C	A 及び B の基準に該当しない場合

(5) 造園工事業

等級	基準
A	資格審査数値が 7 5 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 1 人以上
B	資格審査数値が 6 0 0 点以上
C	資格審査数値が 6 0 0 点未満

さいたま市告示第 487 号

さいたま市水道局告示第 45 号

令和 7・8 年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建築物の管理に関する業務（管理業務、運転業務、点検・検査業務）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（格付）（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 25 日

さいたま市長 清水 勇人
さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 等級区分する方法

等級区分は、2に定める資格審査数値を基に5に定める等級区分基準に従って、業務ごとに行うものとする。

2 資格審査数値

資格審査数値は、3に定める経営財務状況の点数に4に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る業務の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者（以下「組合」という。）の資格審査数値は、3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の合計値を用いて算出するものとする。

3 経営財務状況の点数

経営財務状況の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。

(1) 売上額

売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
点数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
点数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流動比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従業員数	300人以上 300人未満	100人以上 100人未満	50人以上 50人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業期間	10年以上 10年未満	5年以上 5年未満	3年以上 3年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

4 発注者別評価項目の点数

発注者別評価項目の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。ただし、発注者別評価項目の点数の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価項目の点数の合計を0点とする。

(1) 障害者雇用

雇用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
点数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(2) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加点対象とする。

(3) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第12条の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加点対象とする。

(4) ISO・エコアクション21認証取得

認証 取得	ISO 9001		ISO 14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

○ ISO 9001

公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO 9001の認証を取得している場合

○ ISO 14001 又はエコアクション21

JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO 14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合

なお、ISO 9001、ISO 14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得をしている者を加点対象とする。

(5) その他

締結、 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市SDGs企業、 さいたま市健康経営企業、 又はさいたま健幸ネットワーク	
	有	無
点数	5点	0点

以下のいずれかに該当する者

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市SDGs企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者
- さいたま健幸ネットワークに加入している者

なお、さいたま市と包括連携協定、さいたま市SDGs企業、さいたま市健康経営企業、又はさいたま健幸ネットワークのいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合としての締結、認証、又は認定されている者を加点対象とする。

(6) 入札参加停止

入札参加 停止	令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点数	1月につき -1点

5 等級区分基準

等級	基準
A	資格審査数値が70点以上
B	資格審査数値が50点以上70点未満
C	資格審査数値が50点未満

さいたま市告示第488号

さいたま市水道局告示第46号

さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負(以下「建設工事」という。)、設計、調査及び測量の業務の委託(以下「設計・調査・測量」という。)、道路、河川、苑地及び下水道の維

持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を定めた告示（令和6年7月26日さいたま市告示第1294号及びさいたま市水道局告示第99号）17の規定に基づき追加の資格審査を実施するので、次のとおり公示する。

令和7年3月25日

さいたま市長 清水勇人

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

1 資格審査申請の受付

（1）受付期間

新規：令和7年5月1日から令和7年5月16日まで

追加：令和7年5月1日から令和7年5月23日まで

（2）受付方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、電子情報処理組織（参加自治体に属する知事、市長、町長又は村長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して競争入札参加資格申請（以下「電子申請」という。）をするものとする。

（3）提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県総務部入札審査課審査担当
(工事)

（4）その他

令和7・8年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引第1回申請（新規・追加）用による。

2 競争入札参加資格の有効期間

令和7年8月1日から令和9年3月31日まで